

第1回宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

令和7年9月26日（金）午前9時30分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

薄井委員、熊谷委員、

労働者代表

阿部委員、大宮委員

使用者代表

笹崎委員、茂木委員

補佐 ただ今から、令和7年度第1回宮城地方最低賃金審議会宮城県
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器
具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長
の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願
います。

委員の方々の出席状況を報告いたします。

佐藤委員、正木委員、柳井委員が欠席ですので、

公益代表委員 2名

労働者代表委員 2名

使用者代表委員 2名

以上6名の方が出席されておりで、最低賃金審議会令第6
条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立して
いることを報告いたします。

本日は、第1回の専門部会ですので、部会長が選出されるまで、
事務局で議事を進行させていただきます。

専門部会委員は、資料1のとおりでございまして、9月16日
付で発令をさせていただきました。

賃金室長

賃金室長の堀内です。よろしくお願ひいたします。

資料1の名簿により、各委員の方々を、御紹介いたします。

公益を代表する委員の方々ですが、

薄井（うすい）委員でございます。
熊谷（くまがい）委員でございます。

労働者を代表する委員の方々ですが、
阿部（あべ）委員でございます。
大宮（おおみや）委員でございます。

使用者を代表する委員の方々ですが、
笹崎（ささざき）委員でございます。
茂木（もてぎ）委員でございます。

事務局の紹介をさせていただきます。
川越労働基準部長です。
内海賃金室長補佐です。
兼平賃金指導官です。
洞口専門監督官です。
伊藤賃金調査員です。
以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐 議事に入ります前に、労働基準部長よりごあいさつ申し上げます。

基準部長 宮城労働局労働基準部長の川越でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、専門部会に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、この度、専門部会委員に御就任をいたしましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正につきましては、7月25日付けで電機連合宮城地方協議会議長佐藤斎様及びJAM南東北宮城県連絡会会长佐藤俊晴様から改正の決定の申出がございました。

これを受けまして、宮城労働局長から改正の必要性の有無について、7月31日の第2回宮城地方最低賃金審議会に諮問をさせていただき、その後、8月26日に開催された第4回宮城地方最低賃金審議会において、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正することを必要と認めるとの答申をいただきました。この答申を受けまして、同日付けで宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電

気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について諮詢をさせていただき、専門部会で御審議をいただくこととなりました。本日はその第1回目として開催させていただいたところでございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、御面倒をおかけしますが、慎重かつ十分なご審議をお願いしたいと存じます。特定最低賃金の改正につきましては、皆様ご存じのとおり、関係産業の労使の合意を基本理念としておりますので、ぜひとも全会一致のご結論を切にお願い申し上げます。また、可能であれば早期結審につきましてもご配慮いただきますようお願申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

補佐 次に、議題（1）部会長及び部会長代理の選出について、賃金室長から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。最低賃金法第25条第4項で準用する、同法第24条第1項及び第4項の規定により、

「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」

こととされています。

本県におきましては、例年、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするということにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

賃金室長 それでは、公益委員の皆様でご協議いただきました結果について御報告いたします。部会長に熊谷委員、部会長代理に薄井委員ということで、御承認をいただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

賃金室長 御承認いただきましたので、部会長に熊谷委員、部会長代理に薄井委員が選出されました。ありがとうございました。

補佐 それでは、部会長と部会等代理から、ごあいさつをお願いいたします。

- 部会長 ただ今、部会長に選出されました熊谷でございます。
特定最低賃金は、関係労使のイニシアチブにより設定されるべきものとされております。本年の当専門部会におきましても、この理念を尊重して、審議を行っていきたいと思います。
また、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を取り巻く状況を基に、真摯な議論をお願いしたいと思います。
部会長として、公正で公平な審議に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 補佐 部会長代理からもお願ひいたします。
- 部会長代理 部会長代理に選出されました薄井でございます。適切な審議になりますよう、部会長を補佐して審議してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 補佐 部会長が選出されたので、これから議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。
- 部会長 それでは議事を進行させていただきます。
議題（2）宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明願います。
- 賃金室長 説明いたします。
資料2を御覧ください。今年度も宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を設置したところですので、運営規程も定める必要がございます。昨年度と同様ですが、専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうか、お諮りいたします。
- 部会長 ただ今説明がございました専門部会運営規程（案）に関して各委員の皆様には何か御意見等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
- 委員 （異議なし）
- 部会長 それでは、案のとおりとさせていただきたいと思います。

続きまして、最低賃金法第 25 条に係る関係者からの意見聴取について、事務局から報告をお願いいたします。

補 佐 最低賃金法第 25 条第5項の規定による関係労使の意見の聴取につきましては、9月9日（月）締切りで公示を行いましたが、意見の提出はなかったことをご報告いたします。

部 会 長 はいありがとうございます。ということでしたので、次に進めたいと思います。関係資料について、事務局から説明をお願いいたします。

指 導 官 それでは、お手元の資料について説明させていただきます。
まず、資料番号3をご覧ください。

こちらは、7月31日に開催された第2回本審の資料と同じものでございます。第2回本審においては、特定最低賃金の必要性の有無について労働局長から諮詢していたところですが、その際の審議資料となります。

ここで改めて、特定最低賃金の制度について簡単に説明いたします。

特定最賃につきましては、労使いずれかから特定最賃の新設、改正、廃止等の申出があった場合に、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で改正等の必要性ありと決議された場合に、改正金額の審議に入ることとなります。

今年度においては、本年3月に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされ、資料番号3「令和7年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況」のとおり、去る7月25日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は公正競争ケースによる申出となります。以下、電子等製造業と略させていただきます。

なお、特定最賃の決定等に係る申出要件については、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。

公正競争ケースにおける要件は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上の同意があり、その全部または一部を代表する者による申出であることとなっています。

電子等製造業については公正競争ケースにより労働者側から改

正の申出があったものです。

電子等製造業は、適用労働者数 1 万 7,300 人に対し、その 53.2%に当たる 9,212 人がその申出に合意しております。

以上、電子等製造業については、改正申し出の要件を満たしており、去る 7 月 31 日の第 2 回本審において、宮城労働局長より、改正の必要性の有無について審議会に諮詢したところです。また、これを受けて、去る 8 月 26 日開催の第 4 回本審において、改正の必要性の審議が行われ、同日、審議会長より改正の必要性ありとの答申を頂いております。

この答申を踏まえまして、同日、宮城労働局長より、特定最低賃金の改正について、審議会に諮詢し、本日の専門部会を開催するに至っております。

では次に資料 4 をご覧ください。

資料 4 は、宮城の特定最低賃金業種別の、労働協約における賃金の最低額になります。

宮城の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、時間額で 1,123 円となりますので、改正する場合の特定最低賃金の上限はこの金額となります。

では次に資料 5 をご覧ください。

資料 5 については、こちらも資料 3 同様 7 月 31 日に開催された第 2 回本審の資料と同じものです。

適用労働者数については、常に変動するものであります。例年、審議の前年の 12 月 1 日時点の数値を用いております。

事務局では、最新の経済センサスの活動調査における事業場数及び労働者数から、最低賃金に関する基礎調査等により把握できた最低賃金が明らかに適用されないと考えられる事業場数や廃止事業場数、適用除外労働者数等を除くなどして推計しました。

具体的には、適用除外労働者として、年齢が 18 歳未満 65 歳以上の者、勤続期間が雇入れ 3 月末満であって技能習得中のもの、業務要件が清掃片付け等軽易な業務に該当する者の数を全労働者から除外するという方法を採っております。

その結果、電子等製造業は、適用事業場数が 341 事業場、適用労働者数が 1 万 7,300 人となります。

では次に資料 6 をご覧ください。

資料 6 は、宮城県電子等製造業を対象とした令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果の資料になります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理を行っております。

4ページをご覧ください。

調査対象労働者数は、4,230人と、昨年度の4,245人と比べて僅かに減少しております。

調査結果ですが、本年は未満率が6.6%と昨年の4.1%に比べ2.5ポイント上昇しております。

女性やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

5ページから7ページは電子等製造業を各業種に細分類したもので、5ページが電子部品・デバイス・電子回路、6ページが電気機械器具、7ページが情報通信機械器具の総括表です。

未満率は、E29 電気機械器具製造業は昨年度より減少しておりますが、それ以外についてはいずれも昨年度の結果よりも上昇しております。

各属性別の特性値の値は、表のとおりとなっております。

次に8ページをご覧ください。

8ページは影響率表でございます。宮城県最賃の引き上げ額と同じ65円の加算額における影響率は29.22%となっております。

9ページから12ページは労働者の属性別の特性値のグラフです。

第1・20分位数や第1・10分位数をみると、女性、パートのところで低く、最低賃金を下回っていることがわかります。

13ページは電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業全体および細分類ごとの特性値のグラフです。第1・20分位数と第1・10分位数が現在の特定最低賃金1,012円に近接するか下回っており、最低賃金近傍で働く労働者の割合が多いことがうかがえます。

14ページは男女別の年齢別の特性値のグラフです。

また、15ページから17ページは地域別と男女別の最低賃金額および各特性値の推移です。

18ページは未満率の推移です。全地域での未満率は、令和2年度を除いておおむね3~6パーセント台で推移しております。

資料6については以上です。

続きまして資料7に移ります。

こちらも資料6と同じく、令和7年最低賃金に関する基礎調査結果の資料になりますが、こちらは「宮城県の地域最低賃金」を対象とした調査報告書になります。

こちらは、地域別最賃の専門部会で提出した資料でございまして、地域最低賃金における調査結果との比較ができるように、参考として付けております。

従いまして、内容説明については割愛させていただきます。

続きまして、資料8以降の資料についてですが、本年8月26日に開催した第4回本審における「宮城県特定最低賃金の必要性審議」の資料とほぼ同じ構成、内容でございますが、一部統計データについては、最新データに更新しておりますことを申し添えます。また、資料12の経済情勢に関する資料は、第4回本審資料から、追加した統計資料がございます。

内容については、第4回本審でも説明させていただきましたが、本日は本審の委員ではない方もいらっしゃいますので、改めて電子等製造業を中心に説明いたします。

資料8は、特定最低賃金改定状況について説明します。

1ページは、宮城県の最低賃金決定状況について、平成27年から令和6年までの10年間分の推移をグラフで示したものです。宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引き上げにならって特定最賃も上昇していることがわかります。

2ページは、3つの特定最賃と宮城県最賃の引上額の比較になります。

5ページは、東北6県すべてで設定されている電子等製造業の最低賃金の決定状況になります。

宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

6ページは、引き上額の各県の推移になります。

10電子等製造業は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示しものです。

第2回本審の際に、今年度の適用事業場数と労働者数を報告いたしましたが、それらを含め、27年以降の推移をグラフ化したものです。

資料8は以上となります。

続きまして、資料9は「賃金関連統計」になります。

4ページから7ページにかけては、電子等製造業の所定内給与額の推移を載せています。データの出所は、厚生労働省で毎年実施している「賃金構造基本統計調査」であり、最新の結果は令和6年版となります。

宮城の電子等製造業の特定最賃の業種は、産業分類上の
電子部品・デバイス・電子回路製造業、E28
電気機械器具製造業、E29
情報通信機械製造業 E30

の3つの業種で構成されており、この表はそれらの業種の調査結果から、労働者数による加重平均を算出したものとなります。

4ページは、企業規模別、男女別のデータとなっております。

5ページは、若年層である20~24歳、また男女別のデータになります。

年齢別になるとサンプル数が少くなり、さらに若年者については特にサンプルが少くなるため調査結果にはばらつきが出ています。

6ページと7ページは、電気機械器具製造業の全国の状況になります。宮城の特定最低賃金の業種の一部ではありますが、参考として掲載しております。

資料9については以上となります。

では次に資料10 「事業動向関連統計」について説明します。

2ページに、電子等製造業のデータを載せております。

6ページ以降は、鉱工業生産指数の推移となります。

鉱工業生産指数、及び業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せています。

各月の指数は「季節調整済指数」となっております。審議の参考としていただければと思います。

では次に資料11 「雇用情勢関連統計」に移ります。

1ページは、求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位でみると、コロナの影響もあり落ち込みがみられた令和2年以降はゆるやかな上昇傾向にありましたが、令和6年は1.25倍と、令和5年と比較して低下しております。

新規求人倍率についても、年単位ではおおむね同様の傾向となっております。

3ページからは、直近のデータということで、宮城労働局が発表している「一般職業紹介状況」の令和7年7月分の集計結果を載せております。

では最後に、資料12 「経済情勢」についてご説明します。

1ページは消費者物価指数の推移となります。表の左側が年平均、右側が令和6年5月以降の数値となります。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移です。令和2年を100として指数を表しております。

仙台市は、令和4年から全国平均を上回り、全体として右肩上がりで上昇しています。

2ページ以降は、直近の宮城県内の経済情勢関連資料を載せております。

審議の参考としていただければと存じます。

資料説明は以上でございます。

部会長 ありがとうございました。

資料あるいは、ただ今の説明について、ご質問等はありますでしょうか。

委員 (質疑なし)

部会長 よろしいでしょうか。それでは、議題(3)宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業鉄鋼業最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。こちらの最低賃金については、これから「宮城県電子部品等製造業最低賃金」と省略して申し上げますのでご了承ください。

最初に審議に当たっての基本的なお考えなどについて、説明をお願いします。最初に労働者側の皆様からお伺いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それではよろしくお願ひいたします。

阿部委員 労働者側として令和7年のこの特定最賃の改正審議に係る趣旨について少しご説明をさせていただきたいと思います。

特定最低賃金でございますけれども、こちらは公正な賃金の決定の促進による労働条件の向上を目的として、労使交渉の補完、代替機能を持っております。

また、賃金の不当な切り下げ、製品の買いたたきを防止するなど公正競争の確保によりサプライチェーンを含めた電気産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担ってございます。我々電機連合としましては、毎年、総合労働条件闘争、改善闘争、

いわゆる闘争でございますが、この中で企業内のミニマム基準の底上げと未組織労働者も含めた、電機産業で働く労働者全体の賃上げ、底上げ、公正処遇確立に向けて、最低賃金の引上げに取り組んでおります。今年の2025年闘争におきましては産業別最低賃金、18歳以上を想定してございますが、こちらを高卒初任給に準拠させていくということについて労使共有事項として取組を推進しております。その結果、多くの加盟組織組合におきましては、20万円以上とすることとなってございます。この20万円と申しますけれども、12組合ございが、そちらの所定労働時間、月154.56時間で割った場合ですと時給換算額としては1,293.99円というような試算になってございます。特定最賃でございますけれども、こちらは県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは役割や意義が全く違うものでございまして、年齢や業務、作業を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金であります。従いまして、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠でございます。

電機産業の従業員数は全国平均で製造業の15%を占めており、18県では製造業の従業員数の2割以上を占めております。また、生産額では、製造業に占める電気産業の割合が2割以上の地域は17地域ございまして、47都道府県3割強を占めております。電機産業は我が国における主要な産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額等においても他産業と比較して、極めてウエイトが高く、各地方経済において重要な役割を担っております。

一方、電機産業は大手企業から中小零細企業まで裾野の広い産業構造となっているため、事業の公正競争確保を図る上で法定電気最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠でございます。電機産業でございますが、高品質のものづくり、技術や情報産業技術などの強みを生かし、社会のデジタル化、脱炭素化の実現に貢献することや少子高齢化が加速し、人材不足が深刻化する中、DX、AIなど新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業としての更なる発展も期待されています。

産業の魅力を高め、優秀な人材の確保定着を図る観点からも法定電気最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げて行くことが重要でございます。なお、マクロベースではございますけれども、労働時間当たりの付加価値生産、国内生産を見ますと、全産業と比べて約40%、製造業と比べて20%上回っております。雇用者報酬額をみても全産業と比べ約20%、製造業と比べ13%上回っていることからも、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に

低く、格差是正の面からも金額改正が是非とも必要というふうに考えてございます。基本的な考えは以上でございます。

部会長

ありがとうございます。続きまして使用者側からお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

笹崎委員

使用者側の考えを申し上げたいと思います。まず、本産業の状況についてでございますが、業種ごとの鉱工業生産指数、これ四半期ベースで見ますと、電気機械工業はここ1年間130から140台と比較的好調を維持しております。その一方で情報通信機械工業は40から50台と低調に推移している。それと最も影響が高い電子部品デバイス工業については80から90台ということで推移しておりまして力強さを欠いているという状況でございます。

自動車用の部品を製造している企業も多く、国内の大手自動車メーカーの経営不振、あるいはアメリカの関税政策の影響などによって受注が減少しているという話も聞いております。

続きまして賃上げの状況についてでございます。日本商工会議所4月から5月にかけて全国の中小企業を対象に実施した調査によりますと、正社員の賃上げについては引上げ額11,074円、アップ率にしますと4.03%で昨年を0.41ポイント上回る結果となりました。一方予定を含めて賃上げを実施した企業は約70%ということで、非常に高い数字を維持しているものの、昨年度と比較すると約5ポイント低下しております。また、賃上げを行った企業のうち約6割の企業は業績が改善していないものの人手を確保するために、いわゆる防衛的賃上げを行ったということでございます。

続きまして価格転嫁の状況についてですが、中小企業庁が今年の3月に実施した、価格交渉促進月間のフォローアップ調査によりますと、中小企業における価格転嫁率は前回、昨年の9月調査の49.7%から52.4%に約3ポイント上昇しまして、初めて50%を超えるました。着実に価格転嫁は進んでいるのかなと思うのですが、そのうち労務費だけを抜き出してみると、48.6%と若干低い数字にとどまっています。また、約2割の企業は全く価格転嫁できていないと回答しております、労務費の上昇分については自助努力で解決すべきだと言われて交渉自体を拒否されたといった声を未だに聴いております。価格転嫁が徐々に進んできているのは間違いないと思いますが、企業が労務費を含むコスト上昇分の半分程度を負担している状況には変わりはなく、そのような

中の最低賃金の大幅な引き上げは、価格交渉力の弱い中小企業に大きな打撃を与えることになると思います。

続きまして倒産の状況についてですが、民間の調査会社によると、宮城県内の2025年上期の倒産件数は、2000年以降最大だった前年同期、昨年の同期が2000年以降で最大だったのですけれども、それを約10%下回ったものの依然として高い水準が続いております。また、8月については前年同月比60%増の16件ということで増加に転じております。同調査会社によると、倒産リスクの高い企業は減っていないので、これまでの反動が出て8月は増えたんじゃないかと。物価高と人件費上昇に加え、最低賃金の引上げも加わり、倒産件数の高止まり基調は続くと分析をしております。

最後にまとめになりますが、このように全体としては景気は回復基調にはあるんだろうなというふうに見ておりますが、当該業種につきましては必ずしも好調な状態ではなく、また、コスト上昇分の半分程度しか価格転嫁できていないものの、人手を確保するために大幅な賃上げを打ち上げており、人件費負担が重くのしかかっている状況にございます。賃上げの必要性については我々としても十分理解しておりますが、厳しい経営環境に置かれた中小零細企業の倒産や休業、廃業を招くことがないよう、事業の継続と雇用の維持を第一に慎重に判断するべきものと考えております。

部会長

ありがとうございました。ただいま労使それぞれから審議に当たっての基本的な考え方をお伺いしました。続いて労使から今の段階での具体的金額のご提示及びその根拠についてお話をいただきたいと考えておりますけれども、ここで一旦お打合せ等が必要であれば一旦休会として、その後再開という形をとることも可能ですが如何いたしましょうか。

委員

(このまま継続して構わない旨の意見等あり)

部会長

このまま進めてよろしいですか。それではこのまま継続させていきたいと思います。

それでは労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県電子部品等製造業最低賃金の時間額1,012円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは労働者側からお聞きします。

阿部委員 金額の方を提示させていただきます。先ほど基本的な考え方でも申しましたが、特定最賃につきましては、基幹的な労働者の最低賃金という認識でございます。特定最賃、高校生のアルバイトということを前提として出すわけじゃないんですけども。そういった一般的なアルバイトと同等ということではなくてですね、基幹的な労働者の最低賃金、当然ながら我々はそれに対して 10% 程度の優位性の水準を目指して取り組んでおります。

過去を振り返りますと、2011 年程度は、約 10%、9.22 の優位性がございましたが、年々低下してございまして、昨年度においては 4.01% に低下してございます。従いまして、我々としては、優位性の 10% を、現行の地賃が 1,038 円になってございますので、それを確保するためには 1,142 円という考え方もございますが、申出の内容について 1,123 円ということでございますし、こちらの数字じゃなくて、これまでどおり 10% に少しでも近づけていこうというふうな考え方でございます。従いまして、今回、1 回目の提示額でございますが、現行 4% の優位性ございますけどもそれを 10% に 3 年かけて回復させていこうという考え方を基にプラス 89 円、1,101 円の金額を提示させていただきたいと思ってございます。

部 会 長 ありがとうございます。ただ今労働者側から提示ということで 89 円のプラスで、1,101 円という金額提示がございました。
続きまして、使用者側からお願ひいたします。

笹崎委員 使用者側からはプラス 29 円の 1,041 円を 1 回目の金額ということでご提示させていただきます。

根拠としましては、厚生労働省が公表されております、令和 7 年賃金改定状況調査結果という資料がありますが、こちらの第 4 表の③にあります表の中の製造業の B ランクの賃金上昇率 2.9% を適用して、根拠としまして、2.9% アップ、金額にしますとプラス 29 円、1,041 円ということでご提示させていただきます。

部 会 長 ありがとうございます。ただ今使用者側からプラス 29 円、

1,041 円という金額のご提示がございました。

今の段階で、労働者側、使用者側からご提示がありました具体的金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部 会 長 それでは再開いたします。お打合せの結果をお伺いしたいと思います。まず、労働者側の皆様からお願ひできればと思います。

阿部委員 今日は第 1 回目の金額提示ということで、基本的主張、使用者側の主張も受けましてですね、これ以上の金額の提示はなしということでお願いをいたします。以上でございます。

部 会 長 先ほど、基本的説明の後なかで述べていただいた 89 円引上げで、今日はそれ以上の提示はないということですね。はいかしこまりました。それでは使用者側からお願ひしたいと思います。

笹崎委員 我々も時間をいただいて、またちょっと検討を深めたいと思いますので、次の提示はなしということにさせていただきたいと思います。

部 会 長 使用者側も同様に先ほどご説明いただきました 29 円引上げからの追加の提示はなしということですね。はいかしこまりました。本日はこれ以上の進展は望めないものと思われますので、本日の審議は終了とさせていただきます。

労使それぞれのお立場はあるかと思いますが、当専門部会は、それぞれの歩み寄りによって妥当な結論を出すということが使命となっております。

それぞれ、本日の審議経過を踏まえ、再度ご検討をいただき、

次回の審議に臨んでいただきますようお願ひいたします。

その他、事務局から何か連絡事項はありますか。

補 佐 事務局としましては、先日ご案内しておりますとおり、第2回を10月9日（木）午前9:30から、第2回で結審しない場合には第3回を10月14日（火）午後2時からの開催を予定しております。

部 会 長 事務局から説明のあったとおり、次回、第2回専門部会を10月9日（木）9:30からこちらの会議室で開催いたします。ほかに何かございますか。

阿部委員 1点だけ資料でお願いがございまして、資料6の調査結果の概要で、多分ページでいくと8ページの影響率の表なんですけれども、ページの関係で80円までの引上げ額というふうな形になっているかと思うんですけれども、もう少しそれ以上の金額のところまで追加でいただけないかなと思いました。我々からのお願いでございます。

基準部長 今日89円というご提示がありましたら、何円ぐらいまで用意すればよろしいですか。

阿部委員 例えは労働協約による最低額1,123円というのがございますよね。それが改定の上限額になるかと思うんですが。まあ、そこまで。もう少しあるといいかなというのが我々の希望でございました。

指 導 官 はい、ご用意いたします。

部 会 長 そのほか何かご要望やご連絡はないでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の審議を終了いたします。皆様、長時間にわたる審議、誠にお疲れさまでした。

(閉 会)